

定期購入「返品」だけでは解約になりません

Q ネットの広告を見て1回だけのお試しのつもりで美容液を注文しコンビニで支払った。その後、同じ商品が届いたが注文していないので受け取り拒否をした。すると、請求書だけがおくられてくるようになった。商品が手元にないので無視していたら、法律事務所から最終通告の通知がきた。どうしたらいいのか。
(70歳代 女性)

A 「お試し」などを強調する広告を見て1回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。自分は1回しか注文していないからと商品を返送しても、受け取り拒否をしても、それだけでは解約になりません。契約先と解約の手続きをしないと請求だけが続くことになりますので注意が必要です。ネット注文の場合は、契約時の広告画面や最終確認画面などで定期購入になっていないかなどの契約内容をしっかり確認し、スクリーンショットで保存しておきましょう。
何らかのトラブルに気づいた時や、困った場合は早めに消費生活センターにご相談ください。

消費生活の
ご相談は

美幌町消費生活センター（しゃきつとプラザ 2階）

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）